

○大蔵委員会

・内閣提出法律案(一一件)

番号	件名	先議院	提出月日	参議院	衆議院	備考
8 ※	国の補助金等の臨時特例等に関する法律案	衆	三、 一、二五	三、 二、二二	三、 三、二六	三、 二、一八 三、 二、二一
1 1 ※	租税特別措置法の一部を改正する法律案	衆	二、 五	三、 三、二〇	三、 三、二六	三、 二、二二
1 7	地価税法案	衆	二、 八	四、 四、一九	四、 四、二四	四、 四、一八 三、 三、一二
3 4 ※	欧州復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律案	衆	二、 一六	二、 二、一六	三、 三、二六	三、 三、一五
4 5 ※	関稅定率法及び關稅暫定措置法の一部を改正する法律案	衆	二、 二二	二、 二、二二	三、 三、二六	三、 三、一五
4 6 ※	航空運送貨物の税関手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律案	衆	二、 二二	二、 二、二二	三、 三、二六	三、 三、一五

(注) ※は予算関係法律案

番号	件名	院議先	提出月日	参議院	衆議院	備考				
47※	日本開発銀行法等の一部を改正する法律案	衆	三、 二、二二	委員会付託 三、 二、二二 (予)	委員会議決 三、 四、一八	本院議決 三、 四、一九	委員会付託 三、 二、二二	委員会議決 三、 四、九	本院議決 三、 四、二一	
48※	国民金融公庫法及び沖縄振興開発金融公庫法の一部を改正する法律案	ク	二、 二、二二	二、 二、二二 (予)	四、 四、一八	四、 四、一九	二、 二、二二	四、 四、九	四、 四、二二	
49	沿岸地域における平和回復活動を支援するため平成二年度において緊急に講ずべき財政上の措置に必要な財源の確保に係る臨時措置に関する法律案	ク	二、 二、二二	三、 一	三、 三、六	三、 三、六	二、 二、二六	二、 二、二八	二、 二、二八	衆本会議趣旨説明 三、 一
57	国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案	ク	二、 二、二六	二、 二、二六 (予)	四、 四、一八	四、 四、一九	二、 二、二六	四、 四、九	四、 四、二二	
58	外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律案	ク	二、 二、二六	二、 二、二六 (予)	四、 四、一八	四、 四、一九	二、 二、二六	四、 四、九	四、 四、二二	

衆議院議員提出法律案（三件）

番号	件名	提出者 (月日)	予備送 付月日	本院へ 提出	参議院	衆議院	備考
4	平成二年度の水田農業確立助成補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案	大蔵委員長 (三、二、六)	三、二、六	三、二、七	委員会付託 三、二、六 (予)	委員会付託 三、二、三 三、二、三 三、二、三	委員会付託 三、二、七
16	消費税法の一部を改正する法律案	小淵憲三君 外二十六名 (五、二)	五、二	五、七	五、二 (予)	五、八 五、八 五、八	五、二 五、七 五、七
17	貸金業の規制等に関する法律の一部を改正する法律案	大蔵委員長 (五、七)	五、七	五、七	五、七 (予)	五、八 五、八 五、八	五、七 五、七

本院議員提出法律案（一件）

番号	件名	提出者 (月日)	予備送 付月日	衆議院へ 提出	参議院	衆議院	備考
118国会 5	育児休業手当特別会計法案	糸久八重子君 外七名 (二、五、二)			委員会付託 二、六、二〇	委員会付託 未了	

国の補助金等の臨時特例等に関する法律案（閣法第八号）

要旨

本法律案は、最近における財政状況及び社会経済情勢並びに累次の臨時行政調査会及び臨時行政改革推進審議会等の答申等の趣旨を踏まえ、財政資金の効率的使用を図るため、国の負担金又は補助金に関する臨時特例等の措置を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、国の負担又は補助に関する措置（三十一法律）

平成二年度まで暫定措置が講じられてきた事業に係る補助率等に関して、公共事業に係る補助率等については、平成五年度までの暫定措置として、昭和六十一年度に適用されていた補助率等まで復元する。

また、義務教育費国庫負担金に係る経費のうち共済費追加費用に要する経費等に係る補助率等については、平成五年度までの暫定措置として、引き続き昭和六十年年度に適用された補助率等を適用する。

以上の措置に関しては、地方財政運営に支障を生ずることのないよう財政金融上の措置を講ずる。

二、国の負担に係る繰入れの特例（二法律）

地震再保険特別会計法及び自動車損害賠償保障法に係る事務費の財源について、平成五年度までの暫定措置として一般会計から繰入れは行わない。

なお、本法律施行に伴う平成三年度の一般会計及び特別会計の歳出増加額は約千六百億円と見込まれている。

委員長報告

ただいま議題となりました五法律案につきまして、大蔵委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、国の補助金等の臨時特例等に関する法律案は、平成二年度まで暫定措置が講じられてきた事業の補助率等に関して、平成五年度までの暫定措置として、昭和六十一年度に適用されていた補助率等まで復元する措置等を講じようとするものであります。

委員会における質疑の詳細は、会議録に譲ります。

質疑を終了し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し、附帯決議が付されております。

次に、租税特別措置法の一部を改正する法律案は、土地譲渡益課税を中心とした土地税制の見直し、住宅取得促進税制の拡充等の措置を講ずるとともに、租税特別措置の整理合理

化等を行おうとするものであります。

委員会における質疑の詳細は、会議録に譲ります。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して、近藤忠孝委員より本法律案に反対する旨の意見が述べられました。

討論を終わり、採決の結果、本法律案は、多数をもって、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し、附帯決議が付されております。

次に、欧州復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律案は、欧州復興開発銀行への加盟に伴い、同銀行に対する出資及び抛却等について所要の措置を講じようとするものであります。

次に、関稅定率法及び関稅暫定措置法の一部を改正する法律案は、我が国市場の一層の開放を図る等の見地から、特惠関稅制度、関稅率等について所要の改正を行おうとするものであります。

次に、航空運送貨物の税関手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律案は、税関手続の迅速かつ的確な処理を図るため、現在電算処理を行っている航空運送貨物に加え、海上運送貨物についても同様の処理が行えるよう所要の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、三法律案を一括して議題とし質疑を行いました。その詳細は、会議録に譲ります。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して、近藤忠孝委員より欧州復興開発銀行への加盟措置法案及び関稅定率法等改正案に反対する旨の意見が述べられました。討論を終わり、順次採決の結果、欧州復興開発銀行への加盟措置法案及び関稅定率法等改正案は、多数をもって、航空運送貨物の税関手続特例法改正案は、全会一致をもって、それぞれ原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、関稅定率法等改正案に対し、附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。

租稅特別措置法の一部を改正する法律案（閣法第一一号）

要旨

本法律案は、最近における社会経済情勢にかんがみ、土地税制の見直し、住宅取得促進税制の拡充等の措置を講ずるとともに、租稅特別措置の整理合理化等を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、土地税制

1 個人の土地等の長期譲渡所得に対する税率を引き上げる。

2 法人の土地譲渡について短期所有土地等又は超短期所有土地等の譲渡以外のものに対する新たな重課措置を講じる。

3 買換え等の特例制度及び農地等に係る相続税の納税猶予制度を見直す。

二、住宅取得促進税制

控除対象となる借入金等の年末残高の限度額を三千万円（現行二千万円）に引き上げ、これにより税額控除限度額を二十五万円（現行二十万円）にする等の措置を講ずる。

三、租税特別措置の整理合理化等

特定地域における工業用機械等の特別償却等五つの特別償却を廃止し、電線類地中化設備の特別償却制度の償却割合の引下げ等、特別償却の縮減合理化等を図るとともに、特定電気通信設備及び商業施設等に対する特別償却、特定駐車場及び老人保健施設に対する割増償却を認めることとするほか、中小企業等基盤強化税制、廃棄物処理用設備の特別償却の拡充を図る。

四、その他

交際費等の損金不算入制度の適用期限の二年延長、移転価格税制の更正の期間制限についての三年から六年への延長等を行う。

なお、本法律施行に伴う租税の増収見込額は、平成三年度約二十億円である。

委員長報告

一〇四ページ参照

地価税法案（閣法第一七号）

要旨

本法律案は、土地基本法に定められた土地についての基本理念にのっとり、土地に対する適正かつ公平な税負担の確保を図りつつ土地政策に資するため、地価税を創設しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、課税対象

個人又は法人が有する国内にある土地及び借地権等（土地等）。

二、納税義務者

各年一月一日（課税時期）において土地等を有する個人又は法人。

三、評価

課税時期における時価（相続税評価額）による。

四、非課税とされる土地等

- 1 国及び地方公共団体その他公共法人が有する土地等。
- 2 社団法人、財団法人等公益法人等が有する土地等（一定のものは除く）。
- 3 自然、国土保全等公益的用途に供されている土地等で特に定めるもの。
- 4 次に掲げる住宅の敷地の用に供されている土地等（その面積（共同住宅は一戸当たりの床面積に対応する敷地の面積）が、一千平方メートルを超えるときは、一千平方メートルに相当する部分に限る）。
 - ・ 自ら所有し居住している住宅（一つに限る）。
 - ・ 他人に貸し付けられている住宅（会社役員の住宅を除く）。
- 5 一平方メートル当たりの更地価額（借地権等が設定されていないものとした場合の土地の価額）が三万円以下である土地に係る土地等。

五、課税標準

1 課税時期において有する土地等の価額の合計額（課税価格）を課税標準とする。

2 特に定める一定の土地等については、課税価格に算入する金額を土地等の価額の五分の一又は二分の一に軽減する特例措置を講ずる。

六、課税対象額及び基礎控除

1 課税対象額は、課税価格から基礎控除を差し引いた残額とする。

2 基礎控除の金額は、次のいずれか多い金額とする。

- ・ 十億円（個人及び資本又は出資の額が一億円以下である法人等は十五億円）
- ・ 一平方メートル当たりの土地の更地価額が三万円を超える土地等の面積×三万円

但し、借地権等が設定されている土地等は三万円に借地権等の割合を乗じた金額、課税価格の特例の対象となる土地等は三万円に当該特例の軽減割合を乗じた金額とする。

七、税率

○・三％（平成四年度については○・二％）

八、申告・納付

各年十月一日から同月三十一日までの間に申告し、同

日及び翌年三月三十一日までに二分の一ずつ分割納付する(平成四年度については経過措置を講ずる)。

九、適用期日等

- 1 平成四年の課税時期に係る地価税から適用する。
- 2 地価税の負担の在り方については、少なくとも五年ごとに、固定資産税の土地の評価の適正化等を勘案しつつ土地保有に対する税負担全体の状況等を踏まえて検討するものとし、必要があるときは、地価税の課税対象及び税率等について所要の措置を講ずるものとする。

なお、本法律施行に伴う租税の増収額は、平年度三千億円から四千億円程度と見込まれる。

委員長報告

ただいま議題となりました地価税法案につきまして、大蔵委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法律案は、土地基本法の理念を踏まえ、土地に関する税負担の適正・公平を確保しつつ、土地政策に資するため、土地税制改革の一環として、新たに地価税を創設し、土地の保有コストに対する意識を高め土地の有効利用の促進等

を図ろうとするものであります。

委員会におきましては、土地政策における税制の果たすべき役割、地価税の検討条項発動の条件、持ち家奨励から賃貸住宅重視への政策転換の必要性、今後の不動産融資規制のあり方等について、総理、大蔵大臣並びに係当局に対して質疑が行われたほか、土地問題等に関する特別委員会と連合審査会を開く等、慎重に審査を行いました。その詳細は会議録に譲ります。

質疑終局の後、近藤忠孝委員より、本法律案に対し、税率を一%に引き上げること等を内容とする修正案が提出されました。

次いで、修正案及び原案を一括して討論に入りましたところ、日本共産党を代表して、近藤忠孝委員より修正案に賛成、原案に反対、日本社会党・護憲共同を代表して鈴木和美理事、公明党・国民会議を代表して峯山昭範理事より、それぞれ、修正案に反対、原案に賛成する旨の意見が述べられました。

討論を終わり、修正案及び原案を順次採決の結果、修正案は賛成少数をもって否決、原案は賛成多数をもって可決、よって、本法律案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し、附帯決議が付されております。
以上、御報告申し上げます。

欧州復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律案（閣法第三四号）

要旨

本法律案は、欧州復興開発銀行（以下「銀行」という。）への加盟に伴い、銀行に対する出資及び銀行の特別基金に充てるための拠出等について所要の措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、政府は、銀行に対して、千四百四十七億五千四百九十一万二千五百円の範囲内において、本邦通貨により出資するとともに、予算で定める金額の範囲内において、本邦通貨により、追加出資し、又は銀行の特別基金に充てるため拠出することができる。

二、政府は、銀行に出資し又は拠出する本邦通貨に代えて、その全部又は一部を国債で出資し又は拠出することができることとし、当該国債の発行条件、償還等については、国際復興開発銀行の例に準ずる。

三、銀行の保有する本邦通貨その他の資産の寄託所としての業務は、日本銀行が行うものとする。

委員長報告

一〇四ページ参照

関税率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案（閣法第四五号）

要旨

本法律案は、最近における内外の経済情勢の変化に対応し、我が国の市場の一層の開放を図る等の見地から、特恵関税制度の適用期限の延長、関税率等の改正を行うほか、関税率表について所要の調整等を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、特恵関税制度の改正

本年三月三十一日をもって期限の到来する特恵関税制度の適用期限を平成十三年三月三十一日まで延長するとともに、鉱工業産品に対する特恵関税のシーリング枠の算定基準としての基準年次を平成元年に改めるほか、国内産業の実情に応じて鉱工業産品のうち可能な品目について平成三年度の特例措置としてシーリング枠を拡大する。

二、関税率等の改正

鉱物油添加剤等五品目について関税を無税とするともに、ガス製造用揮発油に係る関税の還付制度の廃止等の措置を講ずるほか、平成三年三月三十一日に期限の到来する五千七百六十五品目に係る暫定税率の適用期限を一年間延長する。

三、関税率表の改正

商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約（HS条約）に定める品目表が改正されることに伴い、関税率表の品目分類について所要の調整を行う。

四、施行期日

本法律は平成三年四月一日から施行する。ただし、HS条約の改正に伴う関税率表の改正については平成四年一月一日から施行する。

なお、本法律施行に伴う平成三年度一般会計の関税減収見込額は、約五十億円である。

委員長報告

一〇四ページ参照

航空運送貨物の税関手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第四六号）

要旨

本法律案は、最近における社会経済情勢の変化に対応し、海上運送貨物に係る税関手続の迅速かつ的確な処理を図るため、航空運送貨物と同様に、海上運送貨物についても電子情報処理組織を使用して処理することができるようにするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、法律名の改正

現行の「航空運送貨物の税関手続の特例等に関する法律」を「電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律」に改める。

二、電子情報処理組織により処理される税関手続に関する規定の整備

電子情報処理組織により処理される税関手続に、海上運送貨物に係る税関手続を含めるため所要の改正を行う。

三、航空貨物通関情報処理センターの名称及び業務の改正

航空貨物通関情報処理センターの名称を「通関情報処理センター」に改めるとともに、同センターの業務に海上運送貨物に係る電算処理業務を含めるため所要の改正

を行う。

委員長報告

一〇四ページ参照

日本開発銀行法等の一部を改正する法律案（閣法第四七号）

要旨

本法律案は、経済社会の進展に即応するため、日本開発銀行等の業務等について所要の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、地域基盤充実資金の貸付け

日本開発銀行が、地域の経済社会の基盤の充実に著しく寄与する施設の建設又は整備に必要な資金の貸付けを行うことができることとする。

二、ユーロ円債の発行

日本開発銀行が、外国を発行地とする本邦通貨をもって表示する債券（いわゆる「ユーロ円債」）を発行することができることとする。

三、国からの無利子の貸付金を財源の一部とする資金の貸付け

日本開発銀行、北海道東北開発公庫及び沖縄振興開発金融公庫が、社会資本の整備を行う事業で無利子の貸付けの対象となるものに準ずるものに対し、国からの無利子の貸付金を財源の一部として低利の貸付けを行うことができることとする。

委員長報告

ただいま議題となりました四法律案につきまして、大蔵委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。まず、日本開発銀行法等の一部を改正する法律案は、日本開発銀行等を通じて、国からの無利子の貸付金を財源の一部に充てて行う低利の貸付制度を創設する等、社会資本整備の促進を政策金融の面から助成しようとするものであります。

次に、国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案は、国際通貨基金に対する出資の額が増額されることとなるのに伴い、これに応ずるための措置を講じようとするものであります。

次に、外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律案は、対内直接投資及び技術導入に関する外国為替

及び外国貿易管理法上の手続を、事前届出制から、原則として事後報告制に改める等、より開放的、かつ、透明なものとしようとするものであります。

次に、国民金融公庫法及び沖縄振興開発金融公庫法の一部を改正する法律案は、国民金融公庫等の進学資金貸付制度を教育資金貸付制度に改め、新たに、在学中に必要な資金の貸付けを行うことができるようにしようとするものであります。

委員会におきましては、四法律案を一括して議題とし、質疑を行いました。その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して、近藤忠孝委員より国民金融公庫法等改正案を除く三法律案に反対する旨の意見が述べられました。

討論を終わり、順次採決の結果、日本開発銀行法等改正案、国際通貨基金等加盟措置法改正案及び外国為替・外国貿易管理法改正案の三法律案は、いずれも多数をもって、また、国民金融公庫法等改正案は全会一致をもって、それぞれ原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

国民金融公庫法及び沖縄振興開発金融公庫法の一部を改正する法律案（閣法第四八号）

要旨

本法律案は、最近における高等学校、大学等において教育を受けるために必要な資金の負担増大の状況にかんがみ、国民金融公庫及び沖縄振興開発金融公庫において、現行の進学資金の小口貸付けの業務を拡充し、在学中に必要な資金を含む教育資金の小口貸付けの業務を行うことができることとする措置等を講じようとするものである。

委員長報告

前ページ参照

湾岸地域における平和回復活動を支援するため平成二年度において緊急に講ずべき財政上の措置に必要な財源の確保に係る臨時措置に関する法律案（閣法第四九号）

要旨

本法律案は、平成二年度の一般会計補正予算（第2号）（以下、「補正予算」）に基づき、湾岸平和基金に対し新たに九十億ドルの資金を拠出するに当たり、そのための財源措置として、別に予算で定める措置にあわせて、平成二年度において税外収入の確保等の特例措置を設け、さらに平成三年度一般会計予算の歳出予算等の節減を図ることにより得られる財源を国債整理基金特別会計に繰り入れる特例措置を設けるとともに、なお不足する財源については、法人臨時特別税及び石油臨時特別税を創設するほか、これらの税の収入及び歳出予算等の節減により得られる財源が確保されるまでの間、つなぎのための臨時特別公債を発行する等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、外国為替資金特別会計からの一般会計への繰入れの特

例

補正予算により追加される歳出の財源に充てるため、平成二年度において、外国為替資金特別会計から千百二十五億円を限り、一般会計に繰り入れることができることとする。

二、一般会計からの国債整理基金特別会計への繰入れの特例

平成二年度に発行する臨時特別公債の償還に充てるため、平成三年度に二千七億四百八十六万五千円、平成四年度から平成六年度までの間に九百九十一億六千六百六十六万五千円に達するまでの金額を一般会計から国債整理基金特別会計へそれぞれ繰り入れるものとする。

三、法人臨時特別税の創設

法人は、原則として平成三年度中に終了する課税事業年度の基準法人税額から三百万円を控除した残額を課税標準として、二・五％の税率を乗じて計算した法人臨時特別税を納付しなければならない。

なお、同税の税収見込額は平成三年度四千三百六十億円、平成四年度四十億円である。

四、石油臨時特別税の創設

石油税の納税義務者は、平成三年四月一日から翌年三

月三十一日までの間に、課税物件を移出し、又は引き取る場合、原油及び輸入石油製品については一キロリットル当たり千二十円、天然ガスについては一トン当たり三百六十円、その他のガス状炭化水素については一トン当たり三百三十五円の税率で計算した石油臨時特別税を納付しなければならぬ。

なお、同税の税収見込額は、平成三年度二千六百十億円、平成四年度百二十億円である。

五、臨時特別公債の発行等

補正予算により追加される歳出の財源に充てるため、同予算をもって国会の議決を経た金額の範囲内（九千六百八十八億六千六百五十三万円）で、平成三年度から平成六年度までの間における一般会計からの国債整理基金特別会計への繰入金並びに平成三年度及び平成四年度における法人臨時特別税・石油臨時特別税の両税（以下、「臨時特別税」）の収入によって償還すべき臨時特別公債を発行することができる。

なお、同公債及びこれに係る借換債の償還期間は平成六年度までの間とする。

六、臨時特別税の収入の用途等

平成三年度及び平成四年度における臨時特別税の収入

は、当該各年度の国債整理基金特別会計に組み入れることとし、その組み入れられた臨時特別税の収入は、臨時特別公債及びこれに係る借換債の償還に要する費用（発行価格相当分）の財源に充てることとする。

委員長報告

ただいま議題となりました法律案につきまして、大蔵委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法律案は、湾岸平和基金における平和回復活動を支援するため、湾岸平和基金に対し平成二年度の一般会計補正予算第2号に基づいて緊急に資金を拠出するに当たり、これに必要な財源の確保に係る臨時の措置として、別に予算で定める措置にあわせて、外国為替資金特別会計からの一般会計への繰り入れの特例措置及び一般会計の歳出予算等に係る節減に伴う同会計からの国債整理基金特別会計への繰り入れの特例措置を講ずるとともに、なお不足する財源の確保に係る臨時の措置として法人臨時特別税及び石油臨時特別税を創設するほか、一般会計からの繰入金及びこれらの税の収入により償還すべき臨時特別公債の発行に関する措置等について定めようとするものであります。

委員会におきましては、追加支援規模を九十億ドルに決

定した根拠と経緯、臨時特別公債の財政上の性格、中東地域の戦後復興に対する我が国の果たすべき役割、外国為替資金特別会計からの繰入金による財源調達の妥当性等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本社会党・護憲共同を代表して前畑幸子委員、日本共産党を代表して近藤忠孝委員、連合参議院を代表して古川太三郎委員より本法律案にそれぞれ反対、自由民主党を代表して倉田寛之理事、公明党・国民会議を代表して峯山昭範理事よりそれぞれ賛成する旨の意見が述べられました。

討論を終わり、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第五七号）

要旨

本法律案は、国際通貨基金に対する出資の額が増額されることとなるのに伴い、政府は、同基金に対し、八十二億四千百五十万特別引出権に相当する金額（現行は四十二億

二千三百三十万特別引出権に相当する金額）の範囲内において出資することができることとするものである。

委員長報告

一一一ページ参照

外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律案（閣法第五八号）

要旨

本法律案は、最近における国際経済情勢にかんがみ、国際的な資本交流の一層の円滑化を図る等の観点から、対内直接投資等及び技術導入契約の締結等に関する外国為替及び外国貿易管理法上の手続をより開放的、かつ、透明なものとするため、所要の改正を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、対内直接投資等

現行の事前届出制を改め、外国投資家が対内直接投資等を行ったときは、大蔵大臣及び事業所管大臣に報告しなればならないこととし、国の安全等に係る対内直接投資等に該当しないかどうか審査が必要となるおそれの

あるものについてのみ事前届出制を維持する。

また、事前届出に係る取扱いの基準について、対内直接投資等を広範に制限し得る現行の規定を改め、多数国間条約等において対内直接投資等に関する制限の除去の義務がないものについてのみ制限し得ることを明示する。

二、技術導入契約の締結等

居住者が非居住者との間で技術導入契約の締結等をしたときは、現行の事前届出制から大蔵大臣及び事業所管大臣への事後報告制に改め、国の安全等に係る技術導入契約の締結等に該当しないかどうか審査が必要となるおそれのあるものについてのみ事前届出制を維持する。

また、事前届出に係る取扱いの基準についても、技術導入契約の締結等を広範に制限し得る現行の規定を改め、多数国間条約等において技術導入契約の締結等に関する制限の除去の義務がないものについてのみ制限し得ることを明示する。

委員長報告

一一一ページ参照

平成二年度の水田農業確立助成補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案（衆第四号）

要旨

本法律案は、平成二年度において、水田農業確立対策による米の計画生産を推進するため、政府等が稲作の転換を行う者等に対し交付する水田農業確立助成補助金について、税制上の軽減措置を講ずるものであり、その内容は次のとおりである。

一、個人が交付を受ける同補助金については、一時所得の収入金額とみなすとともに、転作に伴う特別支出費用等は、一時所得の必要経費とみなす。

二、農業生産法人が交付を受ける同補助金については、交付を受けた後二年以内に事業の用に供する固定資産の取得または改良に充てる場合、圧縮記帳の特例を認める。

なお、本法律施行に伴う平成二年度における租税の減収見込額は、約六億円である。

委員長報告

ただいま議題となりました平成二年度の水田農業確立助成補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する

法律案につきまして、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法律案は、衆議院大蔵委員長提出によるものでありまして、平成二年度に政府等から交付される水田農業確立助成補助金について、個人が交付を受けるものはこれを一時所得とみなし、農業生産法人が交付を受けるものは、交付を受けた後二年以内に固定資産の取得または改良に充てた場合には圧縮記帳の特例を認めることにより、それぞれ税負担の軽減を図ろうとするものであります。

なお、本法律施行に伴う平成二年度の租税の減収額は、約六億円と見込まれております。

委員会におきましては、政府が当該補助金を事業所得の収入金額とみなすことの可否、ウルグアイ・ラウンド農業交渉決着の見通し等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終了し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

消費税法の一部を改正する法律案（衆第一六号）

要旨

本法律案は、先般の税制改革の一環として創設された消費税について、その実施状況等を踏まえ、所要の見直しを行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、非課税範囲

次のものを非課税とする。

- 1 第二種社会福祉事業
- 2 助産
- 3 火葬・埋葬
- 4 一定の身体障害者用物品
- 5 教育（入学金、施設設備費、学籍証明等手数料、教科用図書）
- 6 住宅家賃

二、簡易課税制度

- 1 適用限度額を四億円（現行五億円）に引き下げる。
- 2 みなし仕入率の区分・水準については政令事項とし、その区分を、現行の卸売、その他の二区分（九十％、八十％）から、卸売、小売、製造等、その他の四区分

に改め、それぞれの売上区分に応じ、その水準を九十%、八十%、七十%、六十%とする。

三、限界控除制度

限界控除制度の適用限度額を五千万円（現行六千万円）に引き下げる。

四、申告・納付制度

直前の課税期間（一年分）の確定税額が五百万円を超える事業者については、申告・納付回数を現行の年二回（確定申告一回、中間申告一回）から、年四回（確定申告一回、中間申告三回）に改め、原則として当該確定税額の各四分の一ずつを申告・納付することとする。

五、その他

本法律は、平成三年十月一日から施行することとし、二（簡易課税制度）、三（限界控除制度）及び四（申告・納付制度）については、同日以後に開始する課税期間から適用することとするほか、その他所要の経過措置を講ずる。

なお、本法律施行に伴う租税の増収見込額は、平年度約八百億円である。

委員長報告

ただいま議題となりました両法律案につきまして、大蔵委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。まず、貸金業の規制等に関する法律の一部を改正する法律案について申し上げます。

本法律案は、最近における貸金業者による融資の金融政策等に与える影響にかんがみ、貸金業の規制等に関する法律の目的として、新たに、国民経済の適切な運営に資することを加えるとともに、融資規模の大きい貸金業者について、定期的な事業報告書の提出を義務付ける等、所要の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、提出者衆議院大蔵委員長より趣旨説明を聴取した後、質疑を行いました。その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終了し、採決の結果、本法律案は、全会一致をもって、原案どおり可決すべきものと、決定致しました。

次に、消費税法の一部を改正する法律案について申し上げます。

消費税の問題につきましては、昨年六月に設置された税制問題等に関する両院合同協議会において、各党派の衆・参両院にわたる代表者各位による精力的な協議が重ねら

られてきたところでありますが、去る四月二十五日の同協
議会において、日本共産党を除く各党会派の間で消費税に
関する緊急措置についての合意が得られました。

本法律案は、同協議会の結論に基づき、提出されたもの
であり、手続上、衆議院議員提出の形がとられております
が、本院議員である齋藤十朗君、久保巨君、中村鋭一君、
井上吉夫君、安恒良一君、峯山昭範君、古川太三郎君、勝
木健司君の各位を含めた各党会派の代表者の合意に基づい
て提案されているものであることを申し添えます。

本法律案の主な内容は、運用益・益税・逆進性問題につ
いての措置として、申告・納付回数を増やし、簡易課税の
適用上限の引下げ等を行うとともに、非課税範囲を拡大し
ようとするものであります。

なお、この改正は、本年十月一日から施行することにし
ております。

委員会におきましては、提出者を代表して衆議院議員加
藤六月君より趣旨説明を聴取した後、採決の結果、本法律
案は、全会一致をもって、原案どおり可決すべきものと決
定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

貸金業の規制等に関する法律の一部を改正する法律案（衆第
一七号）

要旨

本法律案は、最近における貸金業者による融資が我が国
の金融政策及び経済社会に与える影響にかんがみ、貸金業
の規制等に関する法律の目的に国民経済の適切な運営に資
することを加えるとともに、融資規模の大きい貸金業者に
ついて定期的な事業報告書の提出を義務付ける等、所要の
措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のと
りである。

一、本法律の目的規定の改正

本法律は、資金需要者等の利益の保護を図ることを目
的としているが、これに国民経済の適切な運営に資する
ことを追加する。

二、事業報告書の提出

一定規模以上の貸付残高を有する貸金業者に対して定
期的に事業報告書の提出義務を課することとする。

三、報告徴収・立入検査の規定及び罰則の整備

大蔵大臣及び都道府県知事は、この法律を施行するた
め必要があると認めるときは、その貸金業務に関し報告

させることができることとし、資金需要者等の利益の保護を図るため必要があると認めるときは、その職員に営業所又は事務所に立ち入りを認め、帳簿、書類その他業務に係のある物件を検査させ、又は関係者に質問させることができることとする。また、事業報告書の不提出及び虚偽記載について新たに罰則を設ける等、罰則の整備を行う。

四、本法律運用の指針

貸金業に係る事業報告書及び報告徴収の規定の運用に当たっては、土地に係る貸金業者の貸付実態の把握及び適正化のため必要な最小限度において行われなければならないものとする。

委員長報告

一一八ページ参照